

鈴 亀 広 個 第 3 号
平成 28 年 6 月 27 日
(答 申 第 6 号)

鈴鹿亀山地区広域連合長 末松 則子 様

鈴鹿亀山地区広域連合
個人情報保護審査会
会 長 岡 本 祐 次

個人情報の取扱いに関する制限（目的外での利用及び提供の制限）の適用を除外する事項について（答申）

平成 28 年 5 月 18 日付け鈴亀広介第 522 号の諮問事項について、その理由や必要性等を審査しました結果、公益上の必要性を認め、目的外での利用及び提供の制限の原則の適用を除外する事が適当であると認めます。

ただし、提供情報の利用に当たっては、外部提供を決定した日から提供期間の終了する日までを利用できる期間とすること。

なお、提供情報を利用するに当たっては、厳重な管理のもとで適正な保管に努められたい。

【実施機関からの諮問内容】

所管課	鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課
個人情報取扱事務の名称	高齢者の低栄養・重症化予防等事業に関する事務
外部提供申請者及び提供先	鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号 鈴鹿市長
外部提供を受ける事務の名称（目的）	在宅要介護者等への訪問健診等に関するモデル事業 （歯科診査）
外部提供を必要とする理由（用途）	後期高齢者医療制度事業費補助金の対象となる歯科健康診査事業の実施に必要となるため。
個人情報の項目等	鈴鹿亀山地区広域連合が保有する要介護・要支援認定者情報のうち、鈴鹿市に住所を有する要介護 3 以上の認定を受けた者（施設入所者または介護報酬で居宅療養管理指導費、通所介護費〈栄養改善加算、口腔機能向上加算〉が算定されているものを除く）の下記にかかる情報。 ①要介護度 ②住所 ③氏名 ④性別 ⑤生年月日 ⑥送付先
外部提供情報を使用する期間	平成 28 年 8 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで
依頼区分	新規
備 考	